

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名 株式会社SIMcover
所在地 〒751-0866 山口県下関市綾羅木395番地3
代表者 代表取締役 樋口 翔
設立年月日 令和6年10月21日
電話番号 083-249-5291

2. 事業所の概要

事業所名 でいご訪問看護リハビリステーション
所在地 〒751-0849 山口県下関市綾羅木本町7丁目13-13
電話番号 083-249-5291
指定年月日 2025年 4月 1日
事業所番号 第3560190591
管理者名 小笠原 陽子
サービス提供地域 下関市、北九州市

3. 事業所の職員体制

職 種	人 員	従事するサービス内容等
管理者	1名 (常勤兼務)	管理者は業務全般を一元管理
看護師	4名 (常勤) 1名 (非常勤)	主治医より訪問看護指示書を受けた後看護サービスを提供
准看護師	1名 (常勤) 0名 (非常勤)	
理学療法士	8名 (常勤) 2名 (非常勤)	主治医より訪問看護指示書を受けた後、リハビリテーションのサービスを提供
作業療法士	1名 (常勤) 1名 (非常勤)	
事務職員	0名 (常勤) 1名 (非常勤)	サービスにおける事務業務を担う

R8.10.1現在

4. 営業日及び営業時間

月曜日～日曜日 9:00～17:30

ただし、年末年始(12月30日～1月3日)は除く

24時間緊急対応や、ご利用者様の状態によっては時間外にサービス提供する場合があります。

1. 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- 療養生活や介護方法の指導
- 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- 終末期の看護
- 在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動など)

※療法士による訪問は、リハビリテーションを中心とした看護業務の一環として
看護職員の代わりに療法士が訪問し、ケアを行う

2. サービス利用料及び利用者負担

事業所が提供するサービス等について通常の場合、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

利用者の利用料金の自己負担額はサービス等について、1割となります。

※合計所得金額160万円以上、年金収入280万円以上の場合2割負担となります。(75歳以上の方)

※合計所得金額200万円以上、年金収入340万円以上の場合3割負担となります。(65歳～74歳までの方)

〈サービス利用料〉

1. サービス等が、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割
(上記※の場合は2割または3割)をお支払い頂きます。
2. サービス等が介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額を頂きます。

1. 訪問看護
()は要支援の方の単位
20分未満 314単位(303単位)
※利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること
※利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること
30分未満 471単位(451単位)
30分以上1時間未満 823単位(794単位)
1時間以上1時間30分未満 1128単位(1090単位)
※准看護師については、10%の減算

2. 理学療法士等
20分 294単位(284単位)
40分 588単位(568単位)
60分 795単位(426単位)
※リハビリ専門職は1週間に120分を限度に算定する。
※(予防)訪問看護訪問回数超過等減算20分につき8単位を減算する。
※要支援の場合、利用開始日の属する月から12月超の利用者様に介護予防訪問看護
を行った場合は、20分につき15単位を減算する。

3. 自費
看護
30分 4,500円
30分以降10分毎 1,500円

リハビリ
20分 3,000円
40分 6,000円
60分 9,000円

- 4) 死後の処置 20,000円(材料費込、税別) かかる場合があります。

- 5) キャンセル料 前日まで 無料
当日 2,000円(税別)
(但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要)

- 4) 5) 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、
支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

加算について

1) 複数名訪問看護加算	
2人の看護師が同時 30分未満	254単位
30分以上	402単位
看護師と看護補助者30分未満	201単位
30分以上	317単位
2) 緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位／月
3) 特別管理加算Ⅰ	500単位／月
4) 特別管理加算Ⅱ	250単位／月
5) 訪問看護初回加算Ⅰ	350単位
訪問看護初回加算Ⅱ	300単位
6) ターミナルケア加算	2,500単位
7) 退院時共同指導加算	600単位
8) 介護職員等処遇改善加算	利用料に1.8%を乗じた金額

※早朝・夜間は所定点数の25%、深夜は所定点数の50%の加算

※加算がつく場合は条件により異なりますので、事前にサービス等を提供する事業所の職員や介護支援専門員から説明があります。

※特別管理加算及び緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

※ターミナルケア加算は指定介護予防訪問看護では適用されません。

※単位数に関しては、改訂毎に決められた単位数に準じます。

〈利用料金お支払い方法〉

・当月のサービス利用料金は、1か月ごとに計算し翌月10日以降にご請求いたしますので、以下の方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

銀行・JA農協・郵便局・信用金庫 など

イ. 現金支払い 事業所及び事業所の職員にお支払い下さい

。(原則口座振替をお願いさせていただいております)

・領収証に関しましては、確認できましたら交付をさせていただきます。引き落とし支払いの方は、翌月ご請求書と一緒に交付、集金支払いの方は現金と引き換えに交付いたします。

3. 事業所におけるサービス提供方針

1. 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
2. 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

4. サービス提供の記録等

1. サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
2. 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
3. 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

5. 利用者負担金

1. 利用者からいただく利用者負担金は、上記(6. サービス利用料及び利用者負担)のとおりになります。
1. この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
2. 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
3. 利用者負担金は、毎月26日にご指定の金融機関の口座から引落となります。

6. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかにステーション(083-249-5291)までご連絡ください。

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは下記のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし、容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 : 2,000円(当日のみ特記理由除き発生)

1. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

2. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

担当者:管理者 小笠原 陽子

電話番号:083-249-5291

※相談・苦情については、管理者及び担当者等が対応します。

不在の場合、対応者が必ず管理者、担当者に引き継ぎます。

下関市福祉部介護保険課事業者係	住所 : 下関市南部町1-1(本庁舎西棟2階) 電話番号:083-231-1371FAX:083-231-2743 受付日時 午前8:30～午後5:15 (このうち窓口対応時間は9時～16時30分、土・日・祝日、年末年始を除く。)
下関市市民相談所	住所 : 下関市南部町1-1 電話番号:083-231-3730
下関市社会福祉協議会	住所 : 下関市貴船町3-4-1 電話番号:083-232-2001
山口県国民健康保険団体連合会	住所 : 山口市朝田1980-7 電話番号:083-995-1010FAX:083-934-3665 受付日時 午前9:00～午後5:00 (土・日・祝日、年末年始を除く。)
北九州市門司区役所保健福祉課・高齢者・障害者相談係	住所 : 北九州市門司区清滝1-1-1 電話番号:093-331-1892
北九州市門司区役所総務企画課市民相談窓口	住所 : 北九州市門司区清滝1-1-1 電話番号:093-331-0039
北九州市門司区社会福祉協議会	住所 : 北九州市門司区清滝1-1-1 電話番号:093-331-3688

3. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- 2 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- 3 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。